

# 報告事項 ア

件名	県議会令和3年6月定例会提出予定案件について																												
提出理由	<p>埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例案について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。</p>																												
概要	<p>1 専決処理した理由 改正条例案を県議会令和3年6月定例会に提案するため、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。</p> <p>2 専決処理の状況 (1) 専決処理した条例案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例案 (2) 専決処理日 令和3年6月3日</p> <p>3 条例案の内容 (1) 介護補償の額の改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">支 給 金 額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">常時介護</td> <td>介護に要する費用を支出し、介護を受けた日があるとき</td> <td style="text-align: center;">(上限額) 166,950円</td> <td style="text-align: center;">(上限額) 171,650円</td> <td style="text-align: center;">4,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">随時介護</td> <td>親族等による介護を受けた日があるとき</td> <td style="text-align: center;">(定額) 72,990円</td> <td style="text-align: center;">(定額) 73,090円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常時介護</td> <td>介護に要する費用を支出し、介護を受けた日があるとき</td> <td style="text-align: center;">(上限額) 83,480円</td> <td style="text-align: center;">(上限額) 85,780円</td> <td style="text-align: center;">2,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">随時介護</td> <td>親族等による介護を受けた日があるとき</td> <td style="text-align: center;">(定額) 36,500円</td> <td style="text-align: center;">改定なし</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他規定の整備</p> <p>4 施行期日 (1)、(2)…公布の日から施行する。 (1)は令和3年4月1日に遡って適用する。</p>	区 分		支 給 金 額			現行	改正後	差額	常時介護	介護に要する費用を支出し、介護を受けた日があるとき	(上限額) 166,950円	(上限額) 171,650円	4,700円	随時介護	親族等による介護を受けた日があるとき	(定額) 72,990円	(定額) 73,090円	100円	常時介護	介護に要する費用を支出し、介護を受けた日があるとき	(上限額) 83,480円	(上限額) 85,780円	2,300円	随時介護	親族等による介護を受けた日があるとき	(定額) 36,500円	改定なし	0円
区 分				支 給 金 額																									
		現行	改正後	差額																									
常時介護	介護に要する費用を支出し、介護を受けた日があるとき	(上限額) 166,950円	(上限額) 171,650円	4,700円																									
随時介護	親族等による介護を受けた日があるとき	(定額) 72,990円	(定額) 73,090円	100円																									
常時介護	介護に要する費用を支出し、介護を受けた日があるとき	(上限額) 83,480円	(上限額) 85,780円	2,300円																									
随時介護	親族等による介護を受けた日があるとき	(定額) 36,500円	改定なし	0円																									

(保健体育課)

## 第 号議案

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例  
(昭和三十二年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万千六百五十円」  
に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同項  
第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附則第一条の三第七項中「第十三条の二第二項第一号ただし書」を「第十三条の  
二第三項」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和三年四月一日以後に支給すべき事由  
が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償に  
ついては、なお従前の例による。

令和三年 月 日提出

埼玉県知事 大野元裕

### 提 案 理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政  
令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する介護  
補償の額の改定等をしたいため、この案を提出するものである。

<p>埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>第一条～第七条 (略)</p> <p>第七条の二 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)</p> <p>その月における介護に要する費用として支出された額(その額が十七万千六百五十円を超えるときは、十七万千六百五十円)</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が七万三千九十円以下である場合に限る。)</p> <p>七万三千九十円</p> <p>三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)</p> <p>その月における介護に要する費用として支出された額(その額が八万五千七百八十円を超えるときは、八万五千七百八十円)</p> <p>四 (略)</p> <p>第八条～第二十三条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第一条・第一条の二 (略)</p> <p>(障害補償年金前払一時金)</p>	<p>埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>第一条～第七条 (略)</p> <p>第七条の二 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)</p> <p>その月における介護に要する費用として支出された額(その額が十六万六千九百五十円を超えるときは、十六万六千九百五十円)</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が七万二千九百九十円以下である場合に限る。)</p> <p>七万二千九百九十円</p> <p>三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)</p> <p>その月における介護に要する費用として支出された額(その額が八万三千四百八十円を超えるときは、八万三千四百八十円)</p> <p>四 (略)</p> <p>第八条～第二十三条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第一条・第一条の二 (略)</p> <p>(障害補償年金前払一時金)</p>
---	---

第一条の三 (略)

256 (略)

7 第五項の規定による障害補償年金の支給停止は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第三十六条の二第二項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第二十八条第十項においてその例によることとされ、及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十年法律第三十四号第一條の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第七十九條の二第五項の規定により準用される旧国民年金法第六十五條第二項、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三條の二第三項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七條第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律百三十四号）第十七條第一号ただし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。

第二条（略）  
第四条（略）

別表（略）

第一条の三 (略)

256 (略)

7 第五項の規定による障害補償年金の支給停止は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第三十六条の二第二項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第二十八条第十項においてその例によることとされ、及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十年法律第三十四号第一條の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第七十九條の二第五項の規定により準用される旧国民年金法第六十五條第二項、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三條の二第二項第一号ただし書並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七條第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律百三十四号）第十七條第一号ただし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。

第二条（略）  
第四条（略）

別表（略）